旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年1月22日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社GotourA　Japan　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6587号　④株式会社GotourA　Japan　東京都港区赤坂八丁目11番19号　代表取締役　虞振亜　⑤株式会社GotourA　Japan　東京都港区赤坂八丁目11番19号エクレール乃木坂205　⑥平成24年11月15日　⑧平成29年11月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂八丁目11番19号　株式会社GotourA　Japan　代表取締役　虞振亜

Ｂ　①ＮＥＷ　ＶＩＥＷ株式会社（ＭＡＸ　ＶＩＥＷ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7018号　④ＮＥＷ　ＶＩＥＷ株式会社　東京都新宿区大久保二丁目１番９号日興ユニパリス502　代表取締役　千葉邢岩　⑤本社営業所　東京都新宿区百人町二丁目４番５号ライオンズマンション新大久保606　⑥平成27年10月15日　⑧平成29年９月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区大久保二丁目１番９号　ＮＥＷ　ＶＩＥＷ株式会社　代表取締役　千葉邢岩

Ｂ　①株式会社エフ・ティ・シー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5983号　④株式会社エフ・ティ・シー　東京都中野区本町１丁目４番６－901号　代表取締役　冨岡隆　⑤本社営業所　東京都中野区本町１丁目４番６－901号　⑥平成19年12月13日　⑧平成29年12月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中野区本町１丁目４番６－901号　株式会社エフ・ティ・シー　代表取締役　冨岡隆

Ｂ　①株式会社大宝国際旅行社　②第三種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－355号　④株式会社大宝国際　三重県津市栗真小川町869番地38　代表取締役　金子永浩　⑤本店　三重県津市栗真小川町869番地38　⑥平成27年７月17日　⑧平成29年12月12日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県津市栗真小川町869番地38　株式会社大宝国際　代表取締役　金子永浩

Ｂ　①株式会社海楽天　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－365号　④株式会社海楽天　沖縄県那覇市古波蔵２－12－22　Ａ－２　代表取締役　張開　⑤本社営業所　株式会社海楽天　沖縄県那覇市古波蔵２－12－22　Ａ－２　⑥平成27年12月28日　⑧平成29年12月22日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫株式会社海楽天　沖縄県那覇市古波蔵２－12－22　Ａ－２　代表取締役　張開

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成30年1月22日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①サントラベル株式会社　②第２種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第２－244号　④サントラベル株式会社　大垣市二葉町八丁目16番地４　代表取締役　黒下泰彦　⑤本社営業所　大垣市二葉町八丁目16番地４　⑥平成13年７月12日　⑦平成29年12月22日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社朝日観光　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－166号　④有限会社朝日観光　横浜市港南区大久保三丁目６番６号クレフォート上大岡201　取締役　小野照夫　⑤本社営業所　横浜市港南区大久保三丁目６番６号クレフォート上大岡201　⑥昭和40年１月27日　⑦平成29年12月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①あさひな農業協同組合　②第２種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第２－288号　④あさひな農業協同組合　黒川郡大和町吉岡南三丁目６番地の２　代表理事　櫻井藤夫　⑤本社営業所　黒川郡大和町まいの二丁目４－２　⑥平成15年３月４日　⑦平成29年４月３日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①丸八観光　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－424号　④八木澤實　日光市藤原19番地２　⑤本社営業所　日光市藤原19番地２　⑥平成２年10月４日　⑦平成29年12月７日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①フローレ観光　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－497号　④安田長生　南房総市白浜町乙浜471番地44　⑤本社営業所　南房総市白浜町乙浜471番地44　⑥平成６年１月７日　⑦平成29年11月９日　⑧60万円　⑨300万円

以上５件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博